

近世初期における真継家の鑄物師支配

— 宗弘と真継家 —

笹 本 正 治

はじめに

一九八一年度には、小原昭二氏の「近世における真継家の鑄物師支配について」⁽¹⁾、拙稿「中世・近世の美濃鑄物師」・「三河牛久保の鑄物師と真継家」⁽²⁾と、近世の真継家による鑄物師支配にかかる論文が三本出て、改めてこの方面に光があたられるようになった。ところで柴田一雄氏は小原氏と私の論文について、「史学雑誌・一九八一年の歴史学界——回顧と展望——」の中で、「両者の間には真継家の鑄物師統制についての考え方には違ひがあるようと思われるが、これは単に分析観覚の違いによるものであろうか」⁽³⁾と述べられた。

柴田氏の指摘は近世の真継家と鑄物師の関連をどうみるかということが、目下その歴史的評価は二つに分かれている。一つは中川弘泰氏が『近世の鑄物師——真継家を中心として』で示された、「真継家は、江戸時代に入ると、家康公の支配許可を背景にしてしだいに勢力を強め、江戸中期迄が最盛期であつたろうと思われる。しかし江戸中期頃からは、統制もむずかしくなってきたことも事実である」⁽⁴⁾といふように、支配は近世前期が最も強く中期以降に弱くなるとする説で、小原氏も中川説と同様「近世中期以降急速に鑄物師の真継離れが進行していた」との見解をとっている。そして一般にはこれが通説として用いられている。一方、私は「甲斐の鑄物師」以来、中川氏が真継家による鑄物師支配の典型としてあげるような支配方法は、珍弘の代の十八世紀以後に採用されたものであり、真継家と鑄物師の関係は近世の中期以降に強くなつたと主張してきた。

このように全く相反する説が生じた最大の理由は、『徳川禁令考』⁽⁵⁾に採録されている真継量弘の願書の位置付けの相違である。あえて言いうなら、中川氏・小原氏とも願書の文意をそのままに受けとり、何故にこの願書を量弘が提出せねばならなかつたのかという歴史的考察を欠いたがため、あのような結論になつたのだと思う。⁽⁶⁾ そしてもう一つの原因是、御藏宗弘が制定したという天正四（一五七六）年の座法、および真継家と徳川家康との関係についての評価の差である。

ちなみに小原氏の視点で中川氏と異なるのは、中川氏が真継家の鑄物師支配は家康を背景にして強くなつたとするのに対し、「なぜ真継家が鑄物師統制の基本法である天正四年の『鑄物師職座法之捷』（以下天正座法という）を、近世後期にいたるも維持したのであろうか」として、天正座法を重視することである。この小原氏の問題発想をみてみると、

一、天正座法を制定したのは真継久直の子で、康綱の父にあたる真継宗弘である。

二、真継家の鑄物師支配体制は天正四年までに座法を制定し、これによつて鑄物師を統制できる程整つていった。

三、天正座法は天正四年につくられ、以後真継家の鑄物師支配の基本法とされた。

という、少なくとも三つが前提になつてゐると思う。ところが私はこの三点に疑いを持つてゐる。中川氏も天正座法自体は認めているよう⁽⁹⁾なので、これまでの通説は天正座法を高く評価することで近世前期に真継家の支配が強かつたとし、量弘の願書から近世中期以降に支配が弱まつたと結論付けたといえる。そこで量弘の願書の評価は別の機会にすることとして、本稿では戦国時代の真継家の動向をみながら、天正座法をめぐる右の前提、および徳川家康が本当に真継家の支配をバッカアップしたのかといった点について検討を加えたい。

なお真継家の鑄物師支配は、公家による職人支配に深くかかわり、戦国時代から幕末にいたるまでの職人の全国組織や、その中における

公家の役割などを解明する手がかりとなる。また真継家の支配が、これまでの説のように近世前期に最も強かつたということであれば、この頃まで公家はある程度の勢力を維持しており、それが近世を通じて次第に弱まつていつたことになる。逆に近世中期以降強くなつたすると、公家の力も何等かの形で中期以降強まつた可能性がある。こうした歴史事実を明らかにしその原因を考えることによって、はじめて近世史全体の中に公家を位置付けることができるようになると考へる。その意味でも真継家の鑄物師支配の実態追求はたいへん重要であろう。

一、戦国時代の真継家

宗弘について知るために、まず戦国時代に真継家がどのような動向を示したかを確認しておく必要がある。既に網野善彦氏によつて彼の父とされる久直、子とされる康綱についてはだいたいの動きが明らかにされている⁽¹⁰⁾ので、氏の研究を下地にして、名古屋大学文学部が所蔵する真継家文書から、戦国時代の真継家を概察し、天正四年に宗弘が座法を制定することができるような状況であつたか否かを考えてみたい。

真継家の系図⁽¹¹⁾を見ると、有弘と久直の間に新見から真継へ改姓され、名前の通字として用いられてきた「弘」の字が消えているが、この混乱は久直の新見家相続によるものである。弥五郎久直は新九郎の子として生まれた。父は幼少から公家の柳原家に奉公し、一時甘露寺

家にも召使われたが再度柳原家へ帰参したという「六町」の住人で、町衆の代表でもあった。⁽¹²⁾ この縁により久直も柳原家へ仕え公家社会に精通していた。真継氏については大永六（一五二六）年の「賦引付」に真継弥兵衛尉が、前左大臣三条実香家の借銭十五貫文余の錢主として姿を見せ、同姓で公家と関係を持つことから久直の一族と考えられる。そこで真継家は十六世紀前半までにかなりの蓄財をしていたものと思われる。

一方、新見家は長らく藏人所小舎人として鑄物師を支配してきたが、有弘の時には財政が破綻して真継新九郎からかなりの借財をしていたようである。また大永七（一五二七）年に有弘の子の孫三郎が盜人と与したとして首を刎ねられさらしものにされるなど、経済的にも社会的にも困難に直面していた。こうした中で有弘は天文五（一五三六）年跡職を一旦実子の弥三郎忠弘へ譲つたが、天文八（一五三九）年改めて久直へ譲り渡した。有弘の立場からすると新九郎父子に負った借財の故に、跡職を久直へ譲らねばならなくなつたのであろう。その後忠弘は久直に下京の無縁所にすてられ、歩くこともかなわず餓死したといふ。

天文十二（一五四三）年三月十六日、「有弘跡職并鑄物師支配役儀一家之内ヨリ相防」⁽¹³⁾ るという事件が起きたため、久直は有弘の譲り状を証拠に言上し、後奈良天皇の諭旨を得て正式に有弘の跡職相続を確認された。しかし天文十五年（一五四六）年には弥三郎の子富弘が久直の不当を朝廷に訴え、両者の間で激しいやりとりがなされた。結局、同

年五月五日付の後奈良天皇女房奉書によつて久直の勝訴となり、彼の新見家相続が確たるものになつた。

久直が貸付金のかたに新見家を相続したのは、鑄物師支配による収益に着目したためと思われ、後奈良天皇によつて公に相続を認められると早速今川義元と連絡をとり、六月十一日付で「内裏様被仰下候鑄物師之儀、諸役門次棟別井諸関駒口商売役等、悉以座法御免除之筋目、任院宣之旨、分国中無相違申付候」という返書を得た。しかし今川領国への工策は、富弘との争論に忙殺され実を結ばなかつたようである。

久直の活動は富弘に勝訴してから本格化し、天文十七年以降大内氏に働きかけを行い、中国・九州地方の鑄物師と連絡をとろうとした。大内氏からは支配の根拠となる証文の提出を求められたので、通路が物騒なことを理由に証文の写を送ることの了承を得、改竄した文書を利用して大内氏の信用を獲得した。彼の言い分を認めた大内氏奉行人は翌年三月に安芸・周防・長門・石見・豊前・筑前の各守護へ、諸国鑄物師の公事役を久直の催促に従つて勤めるよう申し触れることを求めた連署状を、久直の提出した証文とともに送付したので、一部に障害はあつたものの、この地域で真継家が鑄物師と接触することが可能になつた。そこで久直は岡師吉次を伴い、施行状を携えて大内氏領国を遍歴しその実行を求めた。この結果石見では「鑄物師役之儀、如毎年其調申付」という成果をあげ、また山根常安が「石見國鑄物師頭領」の証跡を望んだので吉次がこれを調べて御礼錢を得るなど、真継家と

個々の鋳物師との結びつきができはじめた。

大内領国における真継家の鋳物師支配は天文十九（一五五〇）年九月にそれまで久直を後援していた相良武任が出奔し、また翌年九月には大内義隆が陶晴賢に攻められて自殺したため、活動の支柱を失つた。さらにこの頃、外記局を背景に内豊男と称する者が久直の鋳物師支配を押防するという事件も重つた。

この難局にあたつて、彼は天文二十年十一月十三日付の後奈良天皇

諭旨を得ることで態勢立て直しをはかつた。なお当時久直は次の鋳物師支配の目的地として上杉景虎領国を選び上杉氏と連絡をとつたが、大内領国の混乱や内豊男の動きに対応することに追われ、実効はあげえなかつたようである。大内氏滅亡後の中国地方では新たに大友晴英・陶隆房が勢力を持つたが、真継家の鋳物師支配は両者にも承認され、さらには毛利氏もこれを認めた。

久直は永禄元（一五五八）年六月十七日付の正親町天皇諭旨により改めて有弘の跡職を安堵され、永禄九年には天皇即位ということで諸國の鋳物師に主殿寮の釜殿の湯釜を調進させ、鋳物師との連絡を密にした。その後正親町天皇は年未詳五月二十八日付で、「諸国釜屋衆之事者、従往古被成諸役御免許証、然者任院宣旨、弥以無相違様、分国中事信長へ可被仰下之由候也」という諭旨を出した。信長はこの諭旨に応じたようで、元亀二（一五七一）年には北畠氏の伊勢、天正八（一五八〇）年には柴田勝家の越前、天正十（一五八二）年には前田利家の越中、この他にも丹羽長秀の近江・瀧川一益の伊勢と、信長家

臣の領国内で次々と鋳物師に対し諸役が免許された。こうした状況から信長分国内の鋳物師は次第に真継家の配下に入つていったものと考えられる。同時にこの頃、久直は摂津・和泉・河内の鋳物師にも働きかけを行い、また伊勢との関係も深くなつた。このうち伊勢の鋳物師からの年貢は一旦山科御蔵修理によって押領されたが、天正八（一五八〇）年三月二十五日付の正親町天皇女房奉書を得て彼等を再度配下においた。

織田政権と結びつくことによつて拡大した真継家の鋳物師支配は、豊臣改権にも承認されたようである。そして天正十四（一五八六）年十一月の後陽成天皇の即位には諸国の鋳物師から祝儀錢を徴収して献上し、以後天皇即位時に鋳物師から祝儀錢を徴収することが慣例となつた。天正十七（一五八九）年には十一月二十七日付の徳川家の伝馬手形を入手し、翌年十二月に常陸の佐竹義宣・武藏の江戸重道と連絡をとつた。こうした活動には康綱があたつていたようであるが、この間に関東鋳物師も真継家の配下に入ったと考えられる。活動域を関東にまで広げた真継家は、朝廷に対する公用を名目にして各國の鋳物師との接觸機会を増やし、慶長三（一五九八）年と慶長九年には吉例による臨時課役として指燭常灯の献上、慶長六年には女院の東御所への移徙の奉公などを命じた。

以上、戦国時代の真継家の動向の概略をみたのであるが、この限りでは宗弘という人物の事績を知ることはできない。また彼が座法を制定したとされる天正四（一五七六）年には、真継家はやつと織田氏と

結びついたか否かという時期で信長領国全体の鑄物師を支配下に入れられたわけではなく、まして関東にはまったく手をのばしておらず、全国的な鑄物師支配とはいえるような状況ではなかつた。それ故天正四年に宗弘が整備した座法を制定したということについては疑問が生じてゐる。

一、真継家系図と宗弘文書

それでは、天正座法を制定したとされる宗弘とはいつたもののような人物であろうか。一般に真継家系図として利用される『地下家伝』では、宗弘について「久直男 石見守 早世」とだけ記し、康綱については「宗弘男」としてある。また真継家文書中の『家伝』では、「父伊豆守 母 石見守 早世」としたあとに、「天正四年八月十三日 鑄物師 座法及言上相請印被成下、天正四年九月廿日真継家代替 御請印被成下藤原宗弘」有之候、正親町院様御宇 天正八年閏三月廿五日山科修理相妨候節及言上、柳原殿副状女房奉書被成下宛」と説明している。

一方宗弘が出した文書は、未確認の内容不明のものを含めて六点あげることができる。一つは真継家文書中の『覚書帳』が、石見国邑智郡市山村の山根陸奥大掾を説明するに際して、「天文九御藏宗弘¹⁴大掾免状所持」と記するものであるが、その文面がいかなるものであるのか、現存するのか否かなどは不明である。二つは福岡県筑紫野市の平井文書中に残るもので、

近世初期における真継家の鑄物師支配（箇本）

（懸紙ウハ書）

「釜屋所

御倉民部少丞宗弘」

為當年貢催促使者下向候、任先例員數、可致其沙汰狀如件

天文十八年三月 日

御倉民部少丞（花押）

の文面を持つが、全く同じ文書が山口県下関市の安尾家にも残っている。また滋賀県八日市市野々宮神社文書中には、

家々紋事、案内申候、心得申候、仍任先例筋目、可為裏薦所狀如件

天文廿三年九月廿七日

御藏民部丞（花押）

という判物がある。この三点は確実な文書であり、天文九年のものも『覚書帳』の性格からしてほぼ間違いなくあつたものと考えられる。そこでこの頃に宗弘という人物が存在し、鑄物師の支配にあたつていたということは確実である。

前記の文書に加えて、天文四年八月十三日付の有名な「鑄物師職座法之掟」がある。それは、

鑄物師職座法之掟

一御公用被 仰出節者、尊

朝恩、無遲滯相勤儀、可為專要事

一御即位之砌者、任先々吉例、御祝儀勤仕之儀、不可疎略事

一諸役御免除之事、無市料山料率分例物¹⁴以下并諸関海渡等之煩、可致往還、猶鑄物師中、自國他國相論之族有之者、則沒收所帶、一門之輩迄可被行死罪儀者、數通之御牒文言有之事

一鐘鑄等之事者、一國一郡ニ御牒并旧書等所持之者有之所江者、仮

令旧書項戴之雖為鑄物師、其所江入乱鎌相建、令鑄營儀、堅可為停止、其所ニ由緒之鑄物師於無之者、格別也、況他方ヨリ入込候者、互以入魂安静可勉事

一受領之事者其人駄計ニ而、無縫目板子孫ニ相伝儀有間敷事

一新鑄物師者勿論、御代々 御牒并御綸旨御文言、全為御禁止之儀、猶寶德年中差出請文百九人子孫之外、新儀之煩不可企巧、聊於違亂之輩者、於不令停止者、既被成下處之旧書并仁平年中ヨリ合経歴供御人詮無之事

一依勤職之勝手廻国并相替訛有之者、早速可申訟事、

一御倉代替之節者、祝儀如例可致馳走事、

右之趣、經高聞、永為鑄物師職座法定置處也、若於違變之者、急度可遂糺明者也、仍如件

天正四年八月十三日

御藏宗弘判

という文面である。なおこの文書の表には「勅印」が朱で三カ所に捺されていいたとされている。さらに前掲『覚書帳』には、

〔参考記〕
就御藏御代替之儀、從衆中可致祝儀之由、被仰出候、各存知其

旨、不寄多少、可致馳走之狀如件

天正四年九月廿日

御藏宗弘判

鑄物師中

という文書も収録されている。

天正座法はその写が近世に真継家から配下の鑄物師に配布されてい

たこと也有つて、広く知られている文書である。しかし原本を伝えていてもよきそな真継家文書中には、天正年中はおろか近世前期の写すらなく、字体や紙質などからは近世中期以降に書かれたとしか考え

(1) 近世中期以降の真継家配布文書

文書の種類 真継家 当主名 (文書発給期)	鑄物師職許状	大工職許状	呼名許状	天正座法	座定法	申渡	由緒書	仁安牒	天福牒	暦應牒	その他	
珍弘(貞享5~享保18)	159 (計207)	2	16	0	0	1	0	0	6	3	2	18
矩弘(享保18~宝暦2)	224 (249)	3	6	0	2	2	0	0	3	3	4	2
親弘(宝暦3~明和6)	166 (191)	5	0	1	1	7	2	0	1	1	4	3
量弘(明和6~天明2)	206 (248)	9	0	2	1	5	4	0	9	5	1	6
康寧(天明3~文政10)	602 (910)	67	1	2	61	5	13	3	39	52	30	35
則能(文政11~嘉永3)	308 (333)	0	0	0	15	0	0	1	0	1	4	4
能弘(嘉永4~明治7)	616 (695)	2	0	0	19	0	2	6	5	14	5	26
計	2,281	88	23	5	99	20	21	10	63	79	50	94

られないものしか残っていない。そして真継家がこれを鑄物師に配布した確実な時期は、(1)表のように一七五〇年代以降で、天正四年からは二百年近くも後である。座法の内容は近世中期以降の真継家と鑄物師の関係に合致するところが多く、文言も近世の座法とよく似ていて、天正四年という時期の実態は反映されていないようと思われる。前記の真継家の状態からしても天正座法が現実に発布され作動していたとは考え難い。一方、九月二十日付の宗弘判物は天正座法の成立を前提にして出されているが、座法そのものが偽文書の可能性が強く、しかも文書内容である久直から宗弘へという代替わりは、当時の真継家の動向からして考えられず、家伝などにも記録がない。また書式は御藏宗弘判と差出のところにありながら、文中にも印が捺されている。『覚書帳』の他の記載例からしてこの印は「天皇御璽」だったようで、この点もおかしい。そこでこの文書は天正座法に応ずるような形で後世に作った明らかな偽文書といえる。⁽¹⁵⁾

以上の宗弘文書と系図とを見比べてみると、いくつかの奇妙な点が浮びあがってくる。その最大のものは、宗弘の文書発給期間を天文九年から天正四年とすると三十七年間にもわたり、また宗弘の子とされる

る康綱は系図や家伝では天文二十一年生まれだといふので、宗弘が天正座法を制定したとするなら、康綱の父となつてからだけでも少なくとも二十四年間は生きていたことになるのに、系図は宗弘が「早世」したと記していることである。また系図では宗弘を石見守としているが、文書では天文十八年御倉民部少丞、天文二十三年に御倉民部丞と

されていて、石見守とあるものは残っていない。仮に天文二十三年以後に石見守を任官したとしても、このことについて『家伝』などに何の記載もないのは不思議といわねばなるまい。さらに真継家の系図を見ると、有弘に至るまで代々名前に「弘」の字が使われているのに、久直が入り再び宗弘と「弘」が使用され、その後康綱から久忠に至る四代にわたってこれが用いられず、近世真継家の鑄物師支配を再編成する珍弘の前代に至つて再び使われるようになり、以後「弘」が通字として再度復活するという経過からすると、宗弘という名前は真継家の名前の中で特異な位置を占めているといえる。加えて文書の発給期間が三十七年間にもおよび、座法を制定する程の人物であったにしては、あまりにも関連文書が少ない。ちなみに真継家文書には久直の関係するものが百点近くあり、康綱のものも相当点数があるにもかかわらず、宗弘については当時の確実なものが一点も伝わっていないのである。そして何よりも宗弘文書の署名には真継という姓は全く見ることができない。

三、宗弘と新見家

真継家の系図と宗弘の出した文書との間に乖離があることを見たが、それでは宗弘はどのような人物だったのだろうか。

石見国山根家に「天文九御藏宗弘ら御免状」があつたとする『覚書帳』は、信頼に足りうる史料なので、天文九（一五四〇）年には宗弘の鑄物師支配のための活動がなされていたと考えられる。これに対し

真継久直が有弘の跡職を譲り請けるのは天文八年で、天文十二年に至つて後奈良天皇から正式に認められ、同年今川義元領の鑄物師に働きかけをする。しかし、実際の支配活動は富弘との相論が終わつた後、天文十八（一五四九）年の大内領国への工策からなので、宗弘が山根家へ文書を与えた天文九年にはまだ久直は活動を行つていなかつたようである。この時期に御倉の人間として鑄物師を支配していたとすると、伝統的に支配をしてきた新見家の一族の者の可能性が強い。また天文十八年三月という久直が中国地方の鑄物師支配に着手したばかりの頃に、宗弘の名で年貢催促状がでていることは、宗弘の名前なら年貢を徴収できるという何等かの理由があつたためと推察される。さらに久直と康綱は天正十五（一五八七）年に連署状を出しているが、久直と宗弘、宗弘と康綱は、彼等が親子として活動していたことを示す史料を残していない。宗弘が真継家の一員で、しかも彼の出した文書が各地に残り、近世には彼の制定した座法が全国に配布された程の人物なら、久直や康綱程度に彼の文書が真継家文書にも残つていてもよい筈なのに一点も伝わっていないことも、実際には宗弘が真継家の者でないことを示していると思われる。加えて宗弘の名前には新見家の通字である「弘」が使われているのに、その子とされる康綱は用いていない。以上からしても、宗弘は真継家の一員ではなくむしろ久直のつとられた新見家側の者と思われる。

それでは宗弘の鑄物師支配にはどのような特徴があるのだろうか。彼が鑄物師と関係した確実な期間は天文九年から天文二十三年の十四

年間で、真継家の活動が本格化するのは天文十七年からなので真継家と同時に支配にあつたのは七年間である。また宗弘文書が残っているのは近江・石見・周防・筑前で、西国特に中國地方を中心とする地域である。文書の内容は、石見では山根氏に統領職を免許、近江では裏菊紋の使用許可しており、筑前と周防では年貢の催促を行つていているのである。こうした宗弘の活動は彼が新見家側の一員なら、当然新見家の支配方法と直接つながると思われる。ところが新見家の鑄物師支配の様子を伝える史料は、久直の新見家相続が前述のように特異なものであつたため、元来新見家に伝わった文書を久直が入手できなかつたからであろうか、真継家文書には入っていない。このため新見家の支配の全貌は不明である。とはいっても、新見家が鑄物師から公事を徴収していたことは確実である。⁽¹⁶⁾ その場合注目されるのは、近江出身で天正年中に信濃へ下つたと伝えられる筑摩郡松本飯田町の鑄物師田中伝右衛門が、天文二（一五三三）年三月の宣旨と、天文三年正月付の「御藏判物」を持っていたことである。⁽¹⁷⁾ 久直の旧書を伝えたときには「兵庫助久直旧書」、康綱では「康綱旧書」「美濃守旧書」などとされ、「御藏判物」といった記載はされない。そこで各地の鑄物師が持つていたという旧書のうち、御藏判物・御藏下知状などと記されるものは久直以前に新見家から発給された可能性が大きい。⁽²⁾ 表は各地の鑄物師でそうしたものを使っていたという家である。このすべてを新見家が出したとは限らないが一応の目安として利用すると、四十

(2) 御藏下知状所蔵者

近世初期における真継家の鑄物師支配（筆本）

居住地	名前	居住地	名前
山城 京綾小路室町	名越 弥右衛門	丹波 天田郡福知山	足立 加兵衛
河内 次田郡枚方村	田中 二左衛門	〃 天田郡新庄村	金屋 権右衛門
和泉 大鳥郡堺津瓦町	池田 次郎兵衛	〃 水上郡柿芝村	足立 治右衛門
尾張 愛知郡名古屋	水野太郎左衛門	〃 "	足立 彦十郎
駿河 府原郡江尻町	山田九郎左衛門	〃 "	足立 和兵衛
伊豆 君沢郡三島金屋町	山本 八右衛門	〃 "	足立次郎右衛門
相模 爰甲郡荻野村	木村 平八郎	丹後 熊野郡佐野村	早川与二左衛門
近江 栗田郡辻村	太田 角兵衛	但馬 出石郡出石町	五分一平右衛門
〃 滋賀郡納村	助左衛門	〃 "	五分一小兵衛
〃 蒲生郡日野村	富田 久兵衛	但馬 養父郡閑宮村	梅井 六兵衛
〃 蒲生郡八日市金屋村	釜屋 善兵衛	播磨 佐用郡平福村	猪狩 越中守
〃 坂田郡長浜北金屋	西川 長左衛門	〃 "	多山 伊賀守
〃 高島郡宮野村	関助左衛門	〃 明石郡小神村	竹中 鉄五郎
美濃 厚美郡岐阜小熊村	大谷八郎左衛門	〃 振西郡中村	中山 九郎兵衛
〃 厚美郡岐阜東	稻葉太郎左衛門	〃 振西郡広頼	左兵門
下野 安蘇郡佐野天明	大川 伊助	美作 西条郡津山吹屋町	吉田 河内
若狭 遠敷郡金屋村	大野九郎左衛門	〃 大庭郡麻生	馬渕 善大夫
〃 "	北孫左衛門	〃 大庭郡台ヶ原	攝吉井 大掾
越前 敦賀郡鑄物師村	河瀬 甚右衛門	備後 御調郡三原東町	善七郎
〃 "	竹中 源右衛門	安芸 安芸郡海田船越村	植木 源兵衛
加賀 石川郡金沢野町	平井 与四兵衛	〃 佐伯郡二十日市	山田 与右衛門
〃 能美郡開発村	松本 久五郎	周防 吉敷郡小郡柳井田	武波 平兵衛
越中 射水郡高岡金屋町	小野 弥右衛門	長門 ?	守永五郎左衛門
〃 婦負郡富崎村	増田九郎左衛門	筑前 遠賀郡芦屋津	太田 郷左衛門
越後 蒲原郡新潟	猪丸 弥五兵衛	〃 国府太宰府	東藤 右衛門
丹波 桑田郡馬路村	川原 又兵衛	豊前 京都郡小倉キクノ之内	間武 武三郎
〃 "	川原 清兵衛	〃 国東郡玉津	河野 玄蕃允
〃 何鹿郡上林清水村	戸越 越後家国	肥前 松浦郡田代	藤川太郎右衛門
〃 天田郡福知山	足立 四郎兵衛		

(3) 蔵人所牒の本紙といわれるものを伝える戸数

河内	1	摂津	1	尾張	1	遠越	江前	1	常加	1	1
近江	2	美濃	1	濃波	1	信丹	磨防	1	賀作	1	1
能登	3	越中	2	安芸	5	安豊	周肥	1	美長	1	1
備	1	備後	1	前	1	前	肥前	1	門	1	1
筑	2	後	1								

の場合は近畿・北陸の場合は、紙と称するものを持つていたことになる。こ

所の三十八軒が牒の本紙と称するものを持つれば全部で三十一ヶ

軒にすぎなくなる。また御藏判物・御藏下知状を伝える家は鑄物師の中でも旧家で、仁安軒に美濃と尾張を加えると残りは五ヶ所の五軒にすぎなくなる。このうち北陸・畿内以西は四十ヶ所の四十九軒（松本の田中家は元来近江出身）を占め、これらに美濃と尾張を加えると残りは五ヶ所の五軒にすぎなくなる。また御藏判物・御藏下知状を伝える家は鑄物師の中でも旧家で、仁安

(4) 近世真継家配下の鋳物師居住地数と人数

国名	居住地数	人數	一ヶ所平均人數	国名	居住地数	人數	一ヶ所平均人數	国名	居住地数	人數	一ヶ所平均人數
山城	10	18	1.8	近江	19	60	3.2	出雲	2	15	7.5
大和	5	17	3.4	美濃	10	29	2.9	石見	4	11	2.8
河内	7	13	1.9	飛騨	1	1	1.	播磨	23	92	4.
和泉	7	13	1.9	信濃	13	27	2.1	美作	4	15	3.8
摂津	27	103	3.8	上野	8	24	3.	備中	8	28	3.5
伊賀	6	13	2.2	下野	7	60	8.6	備後	9	15	1.7
伊勢	11	39	3.5	陸奥	18	38	2.1	安芸	4	6	1.5
尾張	2	2	1.	出羽	7	10	1.4	周防	2	3	1.5
三河	5	15	3.	若狭	1	37	37.	長門	2	5	2.5
遠江	1	1	1.	越前	8	33	4.1	紀伊	3	6	2.
駿河	1	2	2.	加賀	11	27	2.5	淡路	3	3	1.
甲斐	2	11	5.5	能登	1	40	40.	阿波	3	5	1.7
伊豆	2	3	1.5	越中	11	142	12.9	讃岐	5	14	2.8
相模	3	9	3.	越後	10	125	12.5	伊予	3	4	1.3
武藏	12	48	4.	丹波	12	97	8.1	筑前	5	17	3.4
安房	2	2	1.	丹後	12	48	4.	筑後	1	2	2.
上総	5	8	1.6	但馬	19	49	2.6	豊前	3	4	1.3
下総	1	1	1.	因幡	4	25	6.3	肥前	1	2	2.
常陸	3	11	3.7	伯耆	11	29	2.6	総計			
									56	380	1,477
											3.9

以西で二十八ヶ所の三十四軒を占め、これに尾張・美濃を含めると、残るのはわずか二ヶ所の二軒になってしまふ。右の鋳物師居住地と近世に真継家が関係した鋳物師の居住地表とを比較すると、新見家の鋳物師支配は西国を中心に行われていたといえるのではなかろうか。そして連絡は御蔵判物・御蔵下知状によってなされ、配下の者には旧書として天福元年の牒や仁安二年の牒などが与えられ、新見家と個々の鋳物師とがつながっていたといえよう。なお、天正年中に近江辻村から移住してきたと伝承される尾張知多郡久米村の鋳物師片山家には、
鋳物師片山家には、
為當年貢催促使者下向候、任先例員數、可
致其沙汰狀如件
御倉民部少有弘判書
という文書の写がある。⁽¹⁸⁾また全く同文で天文十一年三月付の写もある。この写 자체は新しいものであるが、同文で二度も出ていることからして全くの偽文書として退けるわけにはいかない。そして差出者を示すのに「御倉民

部少有弘」とあるので、これが御藏判物・御藏下知状と呼ばれていしたものと考えられる。右の文書は宗弘が出した年貢催促状と同文であり、宗弘の文書が残存する地は御藏判物などを伝えた地域と重なる。また近江で裏菊紋を許可したことは天福元年の牒の発給と同じ意味を持つ。このことから宗弘が新見家の者であった可能性は相当強いといえよう。

新見家の者が個々の鋳物師と連絡を取り続けていたとする、新見家および鋳物師達の間で久直の新見家相続に対し強い反発があつた筈である。事実天文十二（一五四三）年には「有弘跡職并鋳物師支配役義一家之内ヨリ相防」¹⁹⁾げがあり、久直は後奈良天皇の綸旨を得て対抗している。この一家は新見家であり、同家の者達が久直の相続に抵抗して鋳物師支配の策動をしたようである。また天文十五年には富弘が久直の相続に異議を唱え訴訟を起した。ついで注目されるのは次の後奈良天皇綸旨である。

諸国釜屋課役之事、御藏久直為朝恩之處、今度内豊男称外記局之下
知押妨云々、謀略之企言語道断之次第也、則於内豊男者被加御成敗

畢、件課役如先々可全知行之旨、可被下知久直之由、天氣所候也、
仍狀如件、

天文廿年十一月十三日

（源氏）
右中将（花押）

右によつて、天文二十（一五五一）年に内豊男が外記局の下知として

近世初期における真継家の鋳物師支配（筆本）

諸国釜屋課役を押防していたことが知られる。ここに見える内豊は天文十五年四月の御藏紀富弘三問状案に「富弘伯父内豊」と見える人物と同一人で、新見家の血を引くが故に久直の相続を認めないで押防したものと考えられる。²⁰⁾久直が彼の押防を天皇綸旨によつて制止せねばならなかつたということは内豊の主張が鋳物師の側にも受け入れられ、行動がそれだけの効果をあげていたことを裏付ける。

真継久直の鋳物師支配に抵抗しようとする動きは天正八（一五六〇）年にもあつた。それを示すのが次の正親町天皇女房奉書である。

「仰 天正八閏三廿五」

（同和色）
いせくのにあはそ・たごちくわやくの事、山科の御くらしゆりわうりやうのよし、いはれなく候、たひ／＼のりんしにまかせ、ひさなをそんじいたずへきよし、申て候、ことにてん文廿ねんのちよくさいも候へハ、かたく申つけられ候へきよし、（緒田信進）きたはたけの中将とのへ申くたされ候へく候、このよし申とて候、かしく

「
（切封ウハ書）
（墨引）

（御原治光）
日のゝ前大納言とのへ」

この文書で伊勢国の大和曾と越後の二ヶ所の鋳物師課役を押領したとされる山科御藏修理としては、御藏小舎人の山科種満をあてることができる。山科家は新見家と同じ紀氏で、真継久直に跡職を譲つた新見有弘より二代前の國弘から分家し、掌弘・常弘・次弘・種家・種満と続いている。²¹⁾この系譜からすると種満は新見家が久直にのつとられ血

統が絶えたとして、自分こそ鑄物師支配紀氏の家系をつぐ者であり、役職もこれに応じていると主張できる立場にあつたといえる。だからこそ正親町天皇は天文二十年の勅裁（既述の後奈良天皇綸旨）をもち出し、内豊の場合と同様だとして種満の押領を停めさせたのである。そしてこの事件を境にして、一応新見家の血を引く者達による久直の新見家相続および鑄物師支配に対する表立った抵抗は知られなくななる。

こうした新見家の血統を引く者の久直に対する反撃との関連で思い起されるのは、『家伝』が宗弘を説明するのに、「正親町院様御宇天正八年閏三月廿五日山科修理相防候節及言上、柳原殿副状女房奉書被成下宛」と、山科修理の押領に対抗すべき人物として記していることである。この記載からすると宗弘はたとえ新見家側の人であつたとしても、反真繼の側には加わらず、むしろ真繼家側にくみしていたよう受けとれる。おそらく真繼家側では宗弘が加担していることで自分達に正統性があると主張でき、これがその後の新見家側の反撃を断つ大きな意味を持ったのではなかろうか。

史料の欠如のために宗弘を新見家中にどのように位置付けたらよいのかはつきりできない。ただ富弘と久直の争論の中で有弘の跡職相続の権利者として姿を見せないことから、宗弘は有弘の子や孫ではなきそである。私としては天正八年の宗弘の立場をも考へると、彼は山科家の者ではないかと思つてゐる。國弘から分かれ、しかも同じ御蔵小舎人であつた山科家が、新見家を補佐しながら鑄物師支配にかかる。

四、真繼家と宗弘

宗弘という人物が元来鑄物師を支配してきた新見家の血を引く者であつたのなら、真繼家の鑄物師支配と宗弘とはどのようにつながつていたのであらうか。また真繼家では他家の者である宗弘を何故系図の中に取り込まねばならなかつたのか、そして取り込んだ時期は何時頃だったのかが問題になる。

鑄物師のことを何も知らない久直が、鑄物師支配からの利益を目的にして新見家を相続するのには、新見家の鑄物師支配の実態を知つてゐる者をかかえ込み、新見家がどのような地域に住む鑄物師と関係を持ち、いかにして支配していたかといった知識を得る必要があつた。

同時に鑄物師から直接年貢や公事を徴収してくることができる者、あるいはこれから以後真継家が年貢などを徴収することになるということを、鑄物師に説得できる者を用意せねばならなかつた。こうした役割を宗弘が負つていたことは間違ひなかろう。

たとえば富弘との争論に勝つて新見家相続を決定的なものにした久直が、何故最初の支配目的地として中国地方を選んだかということがこれにかかわる。真継家の主筋である柳原家が大内氏と親しかつたので、大内領国へは工策しやすかつたといふことも一因であろうが、何よりも既述のように新見家の鑄物師支配がこの地域を中心としてなきれていたので、これをそのままひきつごうとしたのではないだろうか。久直がこのことを考へるためにには、ここが新見家の支配の中心地であつたことを教えた者がいた筈である。

また久直は新見家の鑄物師支配方法をそのまま受けついでいる。たとえば「鑄物師公事役」・「鑄物師役料」などは、「如以前」あるいは「任先例」などと、過去における新見家の支配を根拠に徴収しているし、石見の山根常安から「証跡」すなわち天文九年に宗弘が許可した石見国鑄物師統領職を請われると、「先例之筋目」ということでこれを許可している。この場合も誰か支配の方法を教える者があつたと推察される。

宗弘が天文十八年という、久直が中国地方の鑄物師支配を開始したばかりの時期に、この地域で鑄物師支配のための文書を出していることは、彼が久直に協力して新見家配下の鑄物師の居住地や支配のため

の方法を教えていたことを示すものであろう。この協力の故に福岡県の平井文書中には、久直の裏封のある天文十二年三月十六日付の後奈良天皇諭旨案、天文十八年三月十八日付の大内氏奉行人連署奉書案とともに、天文十八年三月付の宗弘の年貢催促状が残つてゐるものと考えられる。同時にこの時期に久直でなく宗弘の名によつて年貢催促がなされていることは、彼の名前なら鑄物師から年貢がとれるという目算があつたのであろう。

このように宗弘は久直に協力していたにもかかわらず、彼の出した文書の点数は少なく、天文二十二年以後消えている。久直としては宗弘が支配の前面に立つて鑄物師に接し、あまり長期間真継家に留まるとき、実権を握られ、新たに支配の権利を継承した真継家としては不都合になると考へたのであろう。そこで宗弘はなるべく表立ったところに出さず、自分達がある程度支配方法を学び取り、支配の方向が決まつた段階で縁を切つたのはなかろうか。

仮に右のような事情があつたとする、真継家としては宗弘の名を系図などに出さない方がよい筈である。にもかかわらず、宗弘を何故系図の中に取り込んだのであるか。前記の真継家の鑄物師支配経過から、久直・康綱の段階でこれを行つたとは到底考へられない。このことは真継家が各地の鑄物師に配布した、その原形を久直・康綱がつくつたと考えられる「鑄物師由緒書」に、天文二十三年三月付の久直と寛永元年三月付の康綱の名前しか記載されておらず、宗弘の姿がないことからも裏付けられる。ところで真継家の系図として広く利用さ

れる『地下家伝』は、三上景文によつて弘化元（一八四四）年に編纂された。その下敷には文化二（一八〇五）年に「地下諸家の伝召された節の記録」があるが、いづれにしろ十九世紀に入つてから書かれたものである。⁽²²⁾一方真継家文書中の『家伝』は久忠までの記載がされてあるが、残つてゐるのは真継能弘（一八三〇年生まれ）の写したものであり、記載内容も近世中期以降に付け加えられている。そこで宗弘に關する記載も近世中期以後に加筆された可能性が強い。

宗弘が近世中期以降になつてから系図に加えられた可能性が高いということになると、康綱以後の真継家の概略を知る必要がある。真継家では康綱の後を康利・親賢と嗣ぐが、親賢は「當家相続暫時^ニ而後候青蓮院尊純法親王谷家是也」と他家へ移つた。しかしこのことについて『家伝』には、「青門様坊宮谷家之儀者矩弘記寶保三^亥亥年正月見聞雜誌有之候、仍矩弘之処ニ而知ル事」とのみ注されていて、他家を相続した事情は不明である。その後真継家は久忠・玄弘と続いた。康利から四代の間には⁽⁵⁾表のように、鑄物師支配のための文書をほとんど出しておらず、この間の支配は極めて弱かつたようである。玄弘の後は珍弘・矩弘・量弘・康寧・則能・能弘と継いだが、この間は⁽¹⁾表のようにも多量の鑄物師あての文書を出しており、真継家の支配の最盛期にあたつている。同時に珍弘に至つて、久直以来使用されなかつた新見家の通字である「弘」が使われるようになり、以後これが通例となつた。

宗弘を真継家の系図に組み入れたことの一つの目安は天正座法の成

立であるが、真継家がこれを配下の鑄物師に配布した確実な時期は、前掲⁽¹⁾表のように親弘の代になつてからで、彼の代までには宗弘が系図に入れられたといえる。なおこの表によれば、座法の原形をなす「定」が最初につくられ、それをまとめなおす形で「鑄物師職座法之撻」すなわち近世の一般的な座法、さらにその中心をなすものを漢文化した天正座法という順序で、座法が成立していったといえる。そこで近世的な鑄物師支配を開始した珍弘、これを推進した矩弘、そして天正座法を配布した親弘あたりが、宗弘を系図に組み入れた可能性が強い。また真継家文書中の御藏新見有弘譲状写の紙背には、久忠・珍弘・矩弘の名が記され、量弘が加補している。このように三人の中では矩弘が、系図作成上に大きな役割を果たし、自家の文書の確認をしている上に、天正座法のもととなる座法を配つてゐるので、彼が宗弘を真継家系図の中に取り込み、これを前提にして親弘が天正座法を作成していったのではないかと思われる。真継家が宗弘を系図の中に取り込んだのは、珍弘以降の近世的な鑄物師支配の基本法として制定した近世座法の徹底をはかるために、近世座法の要旨を漢文化して制定年度を遡らせ天正座法とし、権威付けをしようとしたからである。そのため天正座法の制定者としては、珍弘以降鑄物師を支配する家の通字として「弘」を用いた以上、この字が名前に入つてゐる人物で、しかも久直が新見家を相続して以後活躍し、旧書調査の折に時たま姿をあらわしはするが、実態がはつきりしない宗弘の名前を用いたものと考へる。

五、江戸幕府と真継家

免除、筋目不可有相違之由、家康公仰之 旨、仍而執達如件

慶長十六年三月十一日

横山山城守

書判

近世前期が真継家の鑄物師支配の最盛期であったとする通説のもう一つの柱となっている、真継家は「家康公の支配許可を背景にしてしだいに勢力を強め」たという中川氏の指摘は正しいのであろうか。最後にこの点について確認してみたい。

真継家文書で徳川家康と真継家との関係を直接示すと思われるの

は、天正十七（一五八九）年十一月二十七日付の徳川家伝馬手形一通にすぎない。しかもこれは当時久直が豊臣秀吉と結びついていたことから、秀吉の勢力の東国拡大に家康が応じて出したものと考えられ、あくまで秀吉の権力を前提にしなければならないので、家康が積極的に真継家を応援していたとする証拠にはならない。また仮にこの時期に家康が真継家に協力的であったとしても、その態度を幕府成立後にまで堅持したとは限らない。そうすると中川氏の主張は確実な史料に裏付けられたものとは言えなくなる。

また別のところで中川氏は、江戸幕府と真継家との関係を次のよう記している。

慶長十六年、真継美濃守康総は、次の写文書（栃木県佐野市正田治郎右衛門所蔵）にみると、幕府により支配の承認をうけているのである。

藏人所御藏真継美濃守康総

朝恩之事、諸国鑄物師之儀先規之通称以可有之者也、於鑄物師は

近世初期における真継家の鑄物師支配（筆本）

真継美濃守様

この幕府公認と、古来よりの伝統的権威を背景として、近世期を通じて支配を続けていったのである。

ここに中川氏が提示された連署奉書は、現在でも鑄物師の家に多くの写が伝わっている。しかしその文言は様々であり、写も当時のものではなく近世中期以後につくられたものである。また真継家文書中にもこれと同様の文書の写があるが、網野善彦氏が「慶長十六年三月十三日付の横山山城守、酒井左衛門大輔連署奉書が伝わっており、家康より特権を保証されたさいの文書としているが、正文は存在せず、様式からみても疑問がある」と評価しているように偽文書としてよい。そこでこの文書をもとにした中川氏の主張は弱いように思われる。

ただこのような偽文書が作成されるだけの理由はあったようで、真継家文書中には次の三点の文書が残っている。

(1) 安藤重信書状

貴礼拝見忝存候、御暇之儀被仰上由、尤存候、今日登城仕候間、
佐州相談仕、御暇之儀可申上候、御宿ニ可有御座候、自是御左右申

上候、万事取籠申候ニ付而、御見舞不申、背本意候、猶面上可得御

意候條、可能詳候、恐惶謹言

八月十一日

重信（花押）

（撫封ウハ書）

「
（墨引）真継美濃守殿
貴報」

安藤対馬守
重信

(2)

酒井忠世書狀

先刻者得御意候、仍鑄物師役之事、為朝恩之處、御綸旨所持之上者、別儀有間敷候、若相滯子細等候者、可被遂言上候、然者今以諸國へ相触ニ不及候、御暇被出候上者、勝手次第御帰洛可被成候、恐々謹言

八月十二日

酒井雅樂頭

忠世（花押）

進之候

本多正信書狀

尚以御仕合能御上之事候條、御心安可被思召候、以上

被成下貴礼添拝見仕候、仍 將軍様 為御目見、真継美濃守殿御下

向付レ、被仰下候趣、披露仕候處、御前御仕合能御帰洛之御事候、

尚爰元之様レ、委曲美濃守殿可被仰達候條、不能一二候、恐惶謹言

八月十二日

本多佐渡守
正信（花押）

（大炊御内膳頭）
大炊大納言殿
貴報

さらにこれらの文書について、真継家の『家伝』は、

元和（慶長）十二年九月 日

元和（慶長）年閏東江龍下り、弥先ミシマ之通被仰出御目見被 仰付候、秀忠

公御世酒井雅樂頭ヨリ書狀、右下向之節從大炊御門大納言殿本多佐

渡守殿江副狀、帰路右返書井安藤対馬守殿江相願候返書當家宅

と記している。

こうした文書から、慶長十二（一六〇七）年あるいは同十六年頃に、真継康綱が大炊御門經頼を仲介者として、二代將軍徳川秀忠に御目見得したことは事實といえよう。しかしそれは中川氏のいう「家康公の支配許可」とか、「幕府により支配の承認をうけている」ことに直結するものではない。むしろ(1)で安藤重信が「万事取籠申候レ付レ、御見舞不申」と、どちらかというと冷淡な態度をとつたり、(2)で酒井忠世が「鑄物師役之事（中略）別儀有間敷候」としながらも、「然者今以諸國へ相触候ミ不及候」と述べていることからして、幕府としては真継家の支配に対し積極的には後援しないという態度とっているのである。

それでは何故に康綱は秀忠と会見しようとしたのであろうか。各地に残る久直・康綱の文書は(5)のように案外少なく、これを(1)表の近世中期以降に真継家が配下の鑄物師にあてた文書と比較してみると、その差は歴然としている。この少なさは久直・康綱の精力的な活動にもかかわらず、実際には真継家による直接的な鑄物師支配が、末端部分まで固定するには至らなかつたことを示すものであろう。特に幕藩体

(5) 鎔物師の家に残る戦国時代から近世前期にかけての真継家発給文書

文書の種類	御 藏 判 物	宗 弘 判 物	久 直 判 物	康 綱 判 物	康 利 判 物	源 太 夫 判 物	玄 以 判 物	久 忠 判 物	口宣案・愛領名	女房奉書	旧書類写	その他
年代												
1530～1549	1	3	1						4	2	4	2
1550～1569		1	1						2	3	1	4
1570～1589			1						9	5	1	3
1590～1609				2	1	1			1	2	1	4
1610～1629				2			1					
1630～1649					1			2				
1650～1669						1						
1670～1788							1					
年代不明	7		4	4	2	1		1	3	15	31	4
計	8	4	6	8	4	2	1	3	15	31	4	6
												9

制が成立して、伝統的な権威である朝廷や公家の相対的地位が低下し、しかも信長や秀吉とちがつて、家康以来幕府が積極的に真継家の支配を援助しない状況下では、鎔物師達としても既に地域の領主に年貢を取られている以上、単に古くからの由縁だけを根拠とする真継家の支配を援助しない。

その後珍弘の代になって真継家と鎔物師の関係が形をかえて復興していく中で、宗弘を真継家の系図に取り込んだのと同様の意味をもつて、その後も秀忠と秀忠の子である徳川家康の手によって、真継家は江戸・大坂・京都・名古屋などの江戸幕府と関係の深い地域に住む鎔物師は支配に組み込むことができなかった。⁽²⁵⁾このことからも幕府が真継家に協力していたとはいえない。こうして康綱は秀忠との御目見得はできたものの、所期の目的は達成されなかつたので、その後康利から四代にわたつてはほとんど鎔物師支配を行うことができず、そこからの収益もあがらなかつたために、親賢のように他家を相続する者があつたのである。

へ年貢を出すことを決り、真継家との連絡を断つようになるのは当然といえる。こうした中で康綱は支配の閉塞状態を打ち破るために、江戸幕府から鎔物師支配の正統性を承認してもらい、幕府権力を後楯にすることで支配に挺入れをしようとしたのである。このために大炊御門経頼を通して、幕府の有力者である本多正信にとりいり、秀忠との御目見得が可能になつた。しかし秀忠としては幕府独自で鎔物師を支配し、各藩は藩で鎔物師を支配するという、藩領域を基礎とする支配体制をつくりあげたからには、これに対立するともいえる公家を中心とする全国鎔物師支配は認めるわけにはいかなかつた。それゆえ幕閣の酒井忠世は、「鎔物師役之事（中略）別儀有間敷候」と述べながらもこのことを諸国へ申し触れることを断わり、真継家の主張を黙殺してしまつたのである。そしてこれから以後も幕府は独自の鎔物師支配を続けたので、真継家の支配が最盛期を迎えた時期に至つても、江戸・大坂・京都・名古屋などの江戸幕府と関係の深い地域に住む鎔物師は支配に組み込むことができなかつた。このことからも幕府が真継家に協力していたとはいえない。こうして康綱は秀忠との御

つて、真継家の支配は幕府からも認められているのだと主張するため(1)から(3)の文書を前提にして前掲の横山山城守・酒井左衛門大輔連署状が作成され、真継家の鋳物師支配の道具にされたのであろう。

おわりに

本稿では真継家の鋳物師支配は近世前期が最盛期であったという、これまでの通説を再検討するために、まず小原昭二氏の論文の根底におかれたことを私なりに整理した上で、

一、宗弘は真継久直の子で康綱の父といった人物ではなく、むしろ久直にのつとられた新見家の血を引く可能性が大きい。

二、天正四年段階では真継家の鋳物師支配は全国に及んでおらず、座法を作り得るような状況ではなかった。

三、天正座法は天正四年につくられたものではなく、近世中期以降に偽作されたと考えられる。

と、小原氏の説が弱いものであることを論じてきた。また中川氏の、真継家は「家康公の支配許可を背景にしてしだいに勢力を強め」という指摘も、事実に基づくものとは言い難いことを明らかにした。このように通説が事実と違っているとするなら、久直・康綱による戦国から江戸時代初期にかけての鋳物師支配、および近世の真継家の鋳物師支配全体を、どのように再構成したらよいのであろうか。その展望を述べることでおわりにかえたい。

久直が借金のかたに新見家を相続したのは、新見家が鋳物師を支配

してきた家だという点に着目し、そこからの収益に目をつけたからだと考えられる。そのため彼は一人でも多くの鋳物師と接觸し、彼等を真継家の支配に組み込んでいかねばならなかつた。この際彼は大内氏のような戦国大名に協力を求め、権力を利用して上から鋳物師と連絡をとろうとした。一方戦国大名の側としては、これに協力することで公家、さらには朝廷と結びつくことができ、その権威を利用すれば領国の支配がやりやすくなり、中央政界においても政治的立場を有利にすることも可能だつた。また鋳物師としても、戦国大名にいろいろな役を負わされていたので、これを免除されれば真継家の配下に入つても負担が以前よりそれ程大きくなるわけではなく、むしろこれと結びつことによつて戦国大名の領国に縛りつけられることなく、広域にわたつての往来保証を得られるという利点があつた。こうした真継家・戦国大名・鋳物師の三者の利益の一致によつて、久直の活動は急速に実を結ぶかにみえた。そして全国統一を目指した織田信長も豊臣秀吉も天皇権威を利用して久直の活動の後押しをしたのである。しかし、戦国から近世へといふ打ち続く戦乱の中で、種々の道具や武器の铸造などを業とする鋳物師を、大名はどうしても直接支配する必要があり、動員体制も整えていかねばならなかつた。このため鋳物師に諸役免許をして真継家の配下に入らせるという名目とはうらはらに、彼等に諸役を負わせ領国の中に閉じこめていった。そこでせつかく真継家が支配に組み入れたと思つた鋳物師の中からも、連絡を断つ者がでてきた。

そうした中で江戸幕府が成立したが、真継家は秀吉との関係もあって、もっぱら関西に基盤を置く豊臣氏と結びついていたので、これと対抗し距離的にも京都と離れた関東を基盤とする徳川氏とは接觸がなかつた。幕府は真継家の支配に協力せず独自に鑄物師支配を固め、各藩もそれぞれに支配をすすめていった。こうして流れに逆らうように再度真継家のもとに全国的な鑄物師組織ができ、それが朝廷に結びつくことになると、幕藩体制と対立するものになり、幕府の全国支配の障壁ともなりかねなかつた。しかし幕府自体が天皇より征夷大将軍に任せられることを前提にして成立している以上、朝廷および公家を否定することはできず、真継家も下級公家として日光例幣使という公武の接点となる役を負つていたので、その家職である鑄物師支配を打消しえなかつた。そこで幕府としては一応これを認めはするが、積極的に援助することはせずあくまで黙認するという態度をとつた。幕府の強力な後押しがないため、特に幕府成立以後は鑄物師の真継家離れが進行し、近世期の康利から四代にわたる時期には真継家の支配はほとんど名目だけになつたため、ここからの収益もあがらなくなり、経済的に逼迫してきて親賢のように他家を相続する者も出てきたのである。

ところで小原氏は、真継家文書の『寛永年中以後鑄物師共及出入候覚』にみえる真継家と鑄物師とのかかわりをもつて、天正座法に記される「検断権」の行使だと述べ、真継家の鑄物師支配がいかに強かつたかの証拠にしている。しかしながら争論の内容を見れば明らかなる一方だったので、真継家としても何らかの形でこの求めに応じ、な

うに、多くの場合新鑄物師の出現などによつて市場を奪われた旧来の鑄物師が、自己の権益を守るために過去の特権を確認してくれる家として真継家を見出し、連絡をとつてくるのである。つまり商品経済の進展とともに鑄物師の活動も全国的に盛んになつてきて、一方で自分達の活動が藩領域の枠からはみ出るようになり、他方で新鑄物師の出現や他所からやつてくる鑄物師のために自分の市場を荒されることが多くなつてくる中で、各領主ごとの藩領域を越えた争論の調停者、自分達の市場特権を確認してくれる者が、鑄物師の側として必要になつてきたのである。その調停者・市場確認者として旧くから鑄物師を支配してきた公家の真継家が再度見直され、改めて連絡をとつてきたのであり、主体はあくまで鑄物師の側にあつた。真継家の力添えによつて鑄物師は立場を有利にしたが、三河牛久保の鑄物師のように一旦勝訴すればそれきりまた真継家との連絡を断ち、真継家から年貢の納入を求められても応じないような者もあつた。^[26]これに対しても真継家では何の制裁措置もとれなかつた。こうした状況からしても、これが「検断権」の行使であり、ひいては近世前期が真継家の支配の最盛期だつたとすることはできない。

しかし、『寛永年中以後鑄物師共及出入候覚』にみえるような、藩領域をこえた鑄物師相互の活動によつて生じる争論の調停者、また旧来の鑄物師の市場特権を確保できるような由緒確認をしてくれる者が希求されている風潮は、時の経過・流通経済の進展とともに大きくなつたので、真継家としても何らかの形でこの求めに応じ、な

おかつ家としても収入を得ることのできる新たな支配方式を考え出さねばならなかつた。その成果こそ珍弘の代になつてからあらわれる鑄物師職許状にほかならない。真継家としては鑄物師あるいは自家の代替わり毎にこれを書き替えることで礼錢を得て収入とし、逆に鑄物師としてはこれを得ることで旧来の特権が確認され、市場独占できることになった。そして許状の創出によつて、(1)表のように近世中期以後に真継家の鑄物師支配は最盛期を迎えるのである。
(分)

注

- (1) 小原昭二「近世における真継家の鑄物師統制について」『地方史研究』一七四号・一九八一)

(2) 抽稿「中世・近世の美濃鑄物師」(『日本歴史』三九五号・一九八一)・「三河牛久保の鑄物師と真継家」(『信濃』三三卷九号・一九八一)

(3) 『史學雜誌』一九八一年の歴史学界一同顧と展望』(九二編五号・一九八二)一二二頁

(4) 中川弘泰「近世の鑄物師—真継家を中心として—」(近藤出版社・一九七七)

(5) たとえばこの説は『枚方市史』や内田三郎『鑄物師』(埼玉新聞社・一九七九)でもとられている。

(6) 抽稿「甲斐の鑄物師」(『信濃』三三卷八号・一九八〇)

(7) 『徳川禁令考・前集第五』(創文社・一九五九)二一九頁、一部を左に示す。

真継佐渡守儀、先祖より諸国鑄物師職之支配仕、許状差遣、職分為仕候處、近代座法致混雜、國々鑄物師共許状をも不請、職分仕候趣付、只今互相隨罷在候鑄物師共互申付、諸國一統相改、座法之通、貞継家代替井國々鑄物師職相続之度々致上京、繼目之許状を請、御即位之節も致上京、恐悦申上、常々始年八朔等之嘉儀、真継家互相勤候様仕度、尤新職之もの往古之筋目無之

(8) 『徳川禁令考・後集第六』(創文社・一九五九)二二〇頁、一部を左に示す。

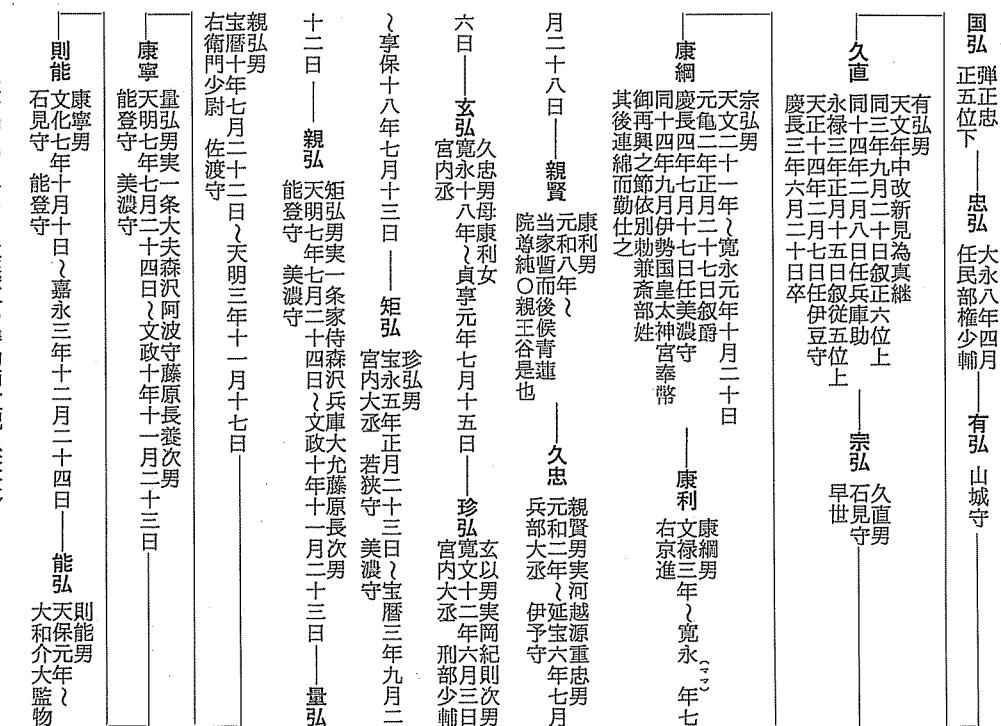
則弘(武内宿禰後胤)
右馬允
從五位下
大藏丞
水戸津守
從五位下
元弘
民部大丞
民部小輔
始而鑄物師共公用之鑄物執奏
高弘
民部大丞
左衛門尉
兼弘
從五位下
重弘
民部大丞
從五位下
遠弘
民部大丞
從五位下
加賀介
加賀介
從四位下
豊弘
正四位下
安弘
從五位下
種弘
出雲介
彈正忠
正五位下

(10) 繩野善彦「偽文書について—その成立と効用—」(『書の日本史』第四卷・平凡社・一九七七)・「鑄物師」(『講座日本の民俗』第五卷・有精堂・一九八〇)

(11) 真継家系図(『地下家伝』八より)

為冥加江戸表御台所御用之鍋錠白器シヽ
候得ヽ職分差留候様被仰付候ヽヽ年々差上候様仕度旨申上

(8) 両氏は量弘の願書の文意をそのまま受けとり、江戸時代中期から真継家の鑄物師支配が弱くなつたと結論付けた。しかし(1)表および(5)表から明らかなように、真継家が鑄物師職許状を出すのは珍弘の代になつてからで、座法ができるがるもの矩弘代である。つまり量弘としては珍弘以来の鑄物師支配が軌道に乗つたことを前提に、願書のように主張することで支配の正統性を幕府から認めてもらい、幕府権力を背景にして支配を全国に広めようとしたのである。願書を出したのであり、願書は両氏の説とは逆に、真継家の鑄物師支配がこの時期に強くなつてきたことを示すものである。



(12) 名古屋大学文学部国史研究室編『中世鑄物師史料』参照のこと。以下特別なことがない限り同書による。なおこの本の解説は綱野善彦氏の手による。

(13) 「家伝」(真継家文書)
(14) 三重県桑名市中川家旧蔵の「諸国鋳物師文化前写」(坪井良平氏の写本
による)には、「天文九宗弘ノ統領免状」とある。

(15) 『中世鑄物師史料』の解説で網野氏は、天正四年の座法について「宗弘は『地下家伝』によれば、早世した久直の子息とされており、一九七号、成卷

文書などにすでに「一座法」という言葉があるのです。このこと、鈴木博士の説法が存在したことは間違いない。しかし、偽牒の文言、宝徳の座法（成善文書三号）の内容、清物師由縁書の一部まで第三条ひとり入れたこの座法がそ

れであるのかどうかについては、原本の存在しない以上、なお疑問としてお
かなくてはならない。近世を通じての鑄物師座法の原型となつたこの文書の
形がととのえられたのは、一応、江戸前期とみておけば間違ひはないからう
と説明している。また宗弘の祝儀催促状については、「宗弘が御藏職の代替
りに当つて鑄物師から祝儀を催促した文書であるが原本は伝わらない。座法
の第八条とびつたり符合しており、前号の座法と同じく疑問をさしはさむ余
地がある。やはり江戸前期に作られたものではあるまいか」と解説し、両者
共に偽文書の可能性があることを指摘されておられる。

(16) 中世鑄物師史料
(17) 『覺書帳』(真継家文書)

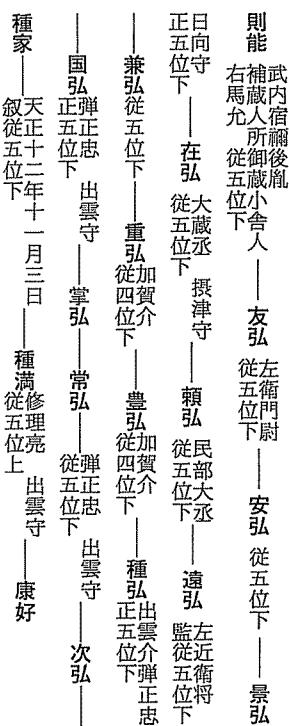
(18) 片山家文書については上村喜久子氏より御教示を得た。
(19) 富弘と久直の三問三答状からすると、忠弘以降の新見家の本当の系図は

次の如くなる。

弥三郎忠弘——大沢子を猶子とする
内豈——男

近世初期における真継家の鋳物師支配（笛本）

(20) 山科家図（『地下家伝』より）



(21) 天文十二年三月十六日付の後奈良天皇諭旨によつて有弘跡職相続を公に認められた久直は、今川義元と連絡をとり彼の協力を約する書状を得た。真継家文書に残るものは案文であり、やや疑問も残るが、このように協力をとりつけながらもその後今川領国の鋳物師と関係を持つていないのは、ここが新見家の支配をうけていなかつたため、鋳物師の側にそれを受け入れる下地がなかつたからではあるまい。

(22) 正宗教天「地下家伝解題」（『地下家伝』自治日報社・一九六八）

(23) (1)～(5)表の原典については、拙稿「近世真継家配下鋳物師人名録(1)」・「同(2)」（『名古屋大学文学部研究論集』史学28・29・一九八二・一九八三）を参照していただきたい。

(24) 注(4)と同じ。ちなみに『地下家伝』も中川氏も、康綱を康経としている。この二つの字はくずし方がよく似ているためであるが、やはり康綱が正しいようである。

(25) 前掲『徳川禁令考』の「諸国鋳物之事」参照。

(26) 拙稿「三河牛久保の鋳物師と真継家」

(27) 近世の真継家と鋳物師の関係について、拙稿「近世の鋳物師と鍛冶」（『講座・日本技術の社会史・第五巻・採鉱と冶金』（日本評論社・一九八三）を参照していただきたい。